

# 山口県報

平成20年  
8月15日  
(金曜日)

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年八月十五日から同年九月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

山口県知事 二井 関 成

～  
目 次  
～

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課) 一

自然公園法第七条第四項の規定による公園事業の決定(自然保護課) 一

自然公園法第六条第一項の規定による公園事業の決定(自然保護課) 三

山口県立自然公園条例第六条第一項の規定による公園事業の決定(自然保護課) 三

公共海岸の指定(港湾課) 一

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課) 四

土地改良区役員の届出(農村整備課) 四

公安委告示

技能検定員審査の実施

教習指導員審査の実施

公安委公告

契約の締結

監査公表

監査公表

総報

県報の正誤(平成十九年九月二十八日山口県報の別冊ほか一件)

一〇

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

山口県告示第三百八十八号

種類	項目	(能 力 (食/ 日))	構 造			使 用 の 方 法
			年 月 日 予 定 工 事 着 手	年 月 日 予 定 工 事 完 成	年 月 日 予 定 使 用 開 始	
六六の四		変 更 後	変 更 前	五五、〇〇〇	平成二〇、五	(設)
	"	連 続	間 使 用 隔 時	二〇 時 間	時 り 一 日 當 た の 使 用 間 隔	
	"	二 四 時 間	時 り 一 日 當 た の 使 用 間 隔			
	"	變 動 あ	概 變 動 季 節 要 的			

備考 「六六の四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四の弁当出屋又は弁当屋の用に供するちゅう房施設をいう。

排水口				項目	排出水の汚染状態の値
通	常	最	大		
通	常	最	大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg / ℓ)
通	常	最	大	浮遊物質量 (mg / ℓ)	動植物油脂類 (mg / ℓ)
通	常	最	大	窒素 (mg / ℓ)	嫌菌 (mg / ℓ)
通	常	最	大		
					排出水の一 日当たりの量 (m <sup>3</sup> )

排水処理施設				種類	
処理後		処理前		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	通常最大	水素イオン濃度 (水素指數)
"	"	"	六・八	通常最大	水素イオン濃度 (水素指數)
"	"	"	八・五・六・八	通常最大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	一〇	"	三〇〇	通常最大	浮遊物質量 (mg/l)
"	三〇	"	四〇〇	通常最大	動植物油脂類 (mg/l)
一五	一〇	"	一五〇	通常最大	室素 (mg/l)
一〇	一五	"	三〇〇	通常最大	燃りん (mg/l)
"	六	"	三五〇	通常最大	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
二五	五〇	三〇	八〇	通常最大	
三〇	一二〇	四〇	一五〇	通常最大	
"	六	八	一〇	通常最大	
七	一六	一〇	四〇	通常最大	
一一二	一五〇	一〇二	一五〇	通常最大	
一四〇	一一〇	一四〇	一一〇	通常最大	

(四) 处理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

### (三) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	六六の四		種類		汚水等の一日当たりの量( $m^3$ )
	変更後	変更前	項目	汚水等の値	
"	六・八	常	水素イオノン濃度 (水素指數)	汚	水
"	八・六・八	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	等	等
"	三〇〇	常	浮遊物質量 (mg/l)	汚	汚
"	四〇〇	最大	室素 (mg/l)	染	状態
"	二五〇	常	硫黄素 (mg/l)	の	の値
"	三〇〇	通			
三〇	八〇	最			
四〇	一五〇	大			
八	一〇	通			
一〇	四〇	常			
一一四八	一三五・六	通			
二九五・五	一八五・六	最大			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

**山口県告示第三百八十九号**

自然公園法（昭和三十二年法律第六百六十一号）第七条第四項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要是、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県下関農林事務所及び長門市経済振興部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

山口県知事  
二井 関成

公園名	事業名	位置	規模
北長門海岸国定公園 青海島園地	長門市仙崎（船越） 公衆便所 六二平方メートル		

山口県立自然公園条例（昭和三十五年山口県条例第二十五号）第六条第一項の規定により、長門峡県立自然公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要是、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県山口農林事務所及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

山口県知事  
二井 関成

**山口県告示第三百九十号**

山口県告示第二百九十一号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第一条第一項の規定に基づき、公共海岸を次のとおり指定する。

平成二十年八月十五日

山口県知事  
二井 関成

公園名	事業名	位置	規模
長門峡県立自然公園 道事業 萩原川上（長門峡）から 阿武郡阿東町大字生雲中（生雲 渓）まで	中国自然歩道 （萩原川上（長門峡）から 阿武郡阿東町大字生雲中（生雲 渓）まで） 歩道三〇〇メートル		

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	六・八	六・八
"	"	"	"	八・五 六・八	八・五 六・八
"	"	"	"	二〇	二〇
"	"	"	"	三〇	三〇
"	"	"	"	一五	一五
"	"	"	"	一〇	一〇
"	"	一 検出せず	"	六	六
"	"	〇・五	"	五〇	五〇
"	"	一	"	一五〇	一五〇
"	"	〇・五	"	一一〇	一一〇
"	"	五	"	六	六
"	"	一	"	一六	一六
"	"	六	"	一五〇	一五〇
"	"	一〇	"	一九八	一九八
"	"	一〇	"	一〇〇	一〇〇



## (三三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年四月一日山口県公告(一四〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聽きました。  
当該意見は、平成二十年八月十五日から同年九月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市經濟部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月十五日

山口県知事 二井関成

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 メディコ21山口吉敷店  
所在地 山口市吉敷中東二丁目三〇五二の一

## 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

## (三四〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六条の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十年八月十五日

山口県知事 二井関成

## 一 就任した役員

- 土地改良区の名称 監理事の別 氏名 住所  
周東久原土地改良区 理事 杉山 恵生 岩国市周東町上久原二三三八の四  
中室 村田 杉田 安堂 春之 七四一  
文男 良式 幸則 七三九の三  
直 七三六の二 七三三 七八一の一

監事 吉永

直 七三六の二 七三三 七八一の一

## 二 退任した役員

土地改良区の名称	監事の別	理事 氏名	住 所
周東久原土地改良区	監事	安堂 春之	岩国市周東町上久原七四一
	監事	杉山 恵生	二三三八の四
	監事	河邊 幸則	七三九の三
	監事	安堂 茂生	九四六の二
	監事	秀美 八一五の四	八一五の四
	監事	吉永 直	七八二の一
	監事	武三 八五〇	八五〇

北村 武三	八五〇
-------	-----

## 山口県公安委員会告示第二十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年八月十五日

山口県公安委員会

## 一 審査の種類

技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)

## 二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年九月十六日(火曜日)及び同月十七日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

## 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

## 四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

## 五 提出書類

技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員

会規則第三号。以下「規則」といつ。別記様式第一号による」といふ。)

(二)

規則第十七条第一項各号又は第一項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三)

写真(縦三センチメートル、横一・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

#### 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

#### 七 審査手数料

二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五十円
三 教則の内容となっている事項	一千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	一千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一千五百円
七 審査手数料	一万五百円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとすると者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。
八 その他	(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求する」といふ。

(二) いの審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

#### 二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月十七日(水曜日)及び同月十八日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

#### 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

#### 四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

#### 五 提出書類

技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号による」といふ。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第一項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横一・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

#### 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

#### 七 審査手数料

一万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それ一万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となつてある事項	一千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	一千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一千円
備考	
(一) 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	
八 その他	
一 審査の種類	
二 審査の日時及び場所	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
四 審査申請書の提出先	
五 提出書類	

審査手数料	七
一万四千百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	一千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	一千一百五十円
三 教則の内容となつてある事項	一千五百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	一千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一千円
備考	
(一) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	
八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三	

一一九〇〇) にする」と。

一 審査の種類 (普通二種)	技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成二十年九月十九日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の1 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先	山口市小郡下郷三五六〇の1 山口県警察本部運転免許課
五 提出書類	技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号による)。
六 運転免許証の提示	規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
	(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
七 審査手数料	審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
一 審査の種類	技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成二十年九月二十二日(月曜日)及び同月二十四日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の1 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先	山口市小郡下郷三五六〇の1 山口県警察本部運転免許課
五 提出書類	一千六百円
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	一千五百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千七百五十円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に関する法令についての知識	二千一百円
備考	大型自動車第一種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとすると者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千一百五十円を減ずるものとする。
八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一一九〇〇)にすること。	
一 審査の種類	道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成二十年八月十五日	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の1 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先	山口市小郡下郷三五六〇の1 山口県警察本部運転免許課
五 提出書類	一千五百五十円

八 その他

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	一千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	一千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	一千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	一千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	一千四百円
七 審査手数料	

審査細目	減ずる額
一 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横一・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- (四) 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- (五) 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- (六) 運転免許証の提示
- (七) 審査手数料
- 一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目にについての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
七 審査手数料	九十五百円
八 その他	九十五百円

備考 (一) 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

(二) そのぞれ当該名前に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横一・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円

備考 (一) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

- 一 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二 (一) 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自)、教習指導員審査(普自)及び教習指導員審査(牽引)
- (二) 日時 平成二十年九月二十五日(木曜日)及び同月二十六日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- 三 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター
- 四 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 五 提出書類 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

- 八 その他 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	審 査 細 目	減 ず る 額	四千八百円
<b>二 審査の種類</b>			
(一) 教習指導員審査(大型一種)、教習指導員審査(中型一種)及び教習指導員審査(普通二種)			
<b>三 審査の日時及び場所</b>			
(一) 日時 平成二十年九月一十六日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで			
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター			
<b>四 審査申請書の提出先</b>			
山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課			
<b>五 提出書類</b>			
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること)。			
(二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面			
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)			
<b>六 運転免許証の提示</b>			
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。			
<b>七 審査手数料</b>			
一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。			

二 技能教習に必要な教習の技能	一千七百五十円
<b>八 その他</b>	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一一九〇〇)にすること。	
<b>九 備考</b>	
大型自動車第一種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されることは更に一千九百五十円を減ずるものとする。	

一 事務を担当する課の名称及び所在地	山口県警察本部交通部運転管理課 山口市滝町一番一号
二 落札に係る物品の名称及び数量	
三 契約の相手方を決定した手続	
四 一般競争入札	
五 落札者を決定した日	平成二十年七月三日
六 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番一一号
七 落札金額	七千五百六十万八千円
八 入札公告日	平成二十年五月二十二日

八 やのせ

(一) 繳納甲斐郡

山口県足摺 二井 順成

(二) 鳥取内村

垣根内村

(三) 檜木内村

崎佐恒裕



## 監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、これを公表します。

平成20年8月15日

山口県監査委員	新 谷 和 彦
同	先 城 憲 尚
同	神 田 忠 二 郎
同	村 田 博

## 通知に係る事項

## 農業振興課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成18年度における収入証紙による肥料登録手数料の収入については、平成20年5月31日に適正な処理を行った（監査年月日 平成19年10月25日）。

## 防府健康福祉センター

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成17年度における収入証紙による病院等開設許可手数料の収入については、平成19年5月31日に適正な処理を行った（監査年月日 平成18年10月26日）。

## 出 帳

平成十九年六月一十八日山口県議会の会期

四二

## 監



## 出 帳

平成十九年六月一十八日山口県議会の会期

四二

## 監

(1) 収入総額	55,624,458
ア 前年繰越額	9,868,399
イ 本年収入額	45,756,059
(2) 支出総額	49,400,711
ア 翌年繰越額	6,223,747
イ 寄附	
ア 寄附（内訳別掲）	
イ 小計	
ア 借入金	
イ 五島 博	1,100,000
工 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
ア 日本共産党山口県委員会	24,091,747
オ その他の収入	
ア 10万円未満のもの	1,731,154
合 計	45,756,059

(1) 収入総額	56,145,658
ア 前年繰越額	9,868,399
イ 本年収入額	46,277,259
(2) 支出総額	49,400,711

平成二十年八月十五日発行

発行所  
山口県知事庁

定価一箇月 金三千七百円（送料共）

### (3) 翌年繰越額 2 収入・支出の内訳

## 2 収入・支出の内訳

（1）個人への贈り物

國人之異同也。先賢又云：

8,068,905

イ 寄附  
(ア) 寄附(内訳別掲)

## a 個人からの寄附

寄附合計

（ア）五島 博

(ア) 日本共産党山口県  
オ その他の収入

(ア) 10万円未満のもの  
合 計

D  
四

誤

100

104

10 of 10

104

100

10 of 10

1000

100

ANSWER

	(3) 翌年繰越額	6,744,947
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費 (人數)	8,068,905	
イ 寄附 (ア) 寄附 (内訳別掲)	6,068	
a 個人からの寄附		
小計	11,285,453	○ ○○○ ○
寄附合計	11,285,453	○ ○○○ ○
ウ 借入金 (ア) 五島 博	11,285,453	○ ○○○ ○
エ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (ア) 日本共産党山口県委員会	24,091,747	○ ○○○ ○
オ その他の収入 (ア) 10万円未満のもの	1,100,000	○ ○○○ ○
合計	46,277,259	1,731,154 ○ ○○○ ○

部	品目	単位	数量
四		台	120,000
		台	80,400
		台	155,399
		台	4,586,839
		台	10,764,253
五		台	1,184,801
		台	84,801
		台	1,100,000
		台	420,276
		台	764,525
六		台	30,000
		台	0
		台	30,000
		台	34,112
		台	4,112